

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名  
被 告 国

第6準備書面

令和5年6月14日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人 浅海俊介   
山田祥太郎   
前田和樹   
佐藤良訓   
向山暁   
山口萌乃香   
稻垣寛之   
長尾武明   
長尾正樹   
中谷文音 

河 本 岳 大 

小 林 寛 

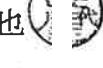
久保田 貴 雄 

安 藤 宏 弥 

工 藤 陽 子 

長 谷 文哉 

中 村 翔 

永 美 辰 也 

佐々木 俊 彦 

第1 乙第36号証の映像に関する原告らの主張には理由がないこと	7
1 はじめに	7
2 名古屋入管の診療室の看護師及び名古屋入管看守勤務者らの対応について	8
(1) 収容施設内における医療に関する制約について	8
(2) 令和3年2月22日までのウィシュマ氏の体調について	8
(3) 看守勤務者らの対応について	9
(4) 乙第36号証の映像について	11
ア 令和3年2月22日9時50分から同日10時2分のビデオ映像（乙第36号証の1、甲第83号証の2）について	11
(ア) 原告らの主張	11
(イ) 被告の反論	11
イ 令和3年2月23日19時17分から19時39分までのビデオ映像（乙第36号証の2及び同号証の3、甲第84号証の2）について	12
ウ 令和3年2月24日4時16分から4時35分までのビデオ映像（乙第36号証の4、甲第84号証の3）について	16
エ ⑦令和3年2月24日7時8分から7時12分まで、①7時15分から7時25分まで、②7時45分から7時48分までのビデオ映像について（乙第36号証の5、甲第84号証の3）	17
(ア) ⑦について	17
(イ) ①について	18
(ウ) ②について	18
オ 令和3年2月25日7時34分から7時54分までのビデオ映像について（乙第36号証の6、甲第85号証の2）	19
カ 令和3年2月26日5時14分から5時36分までのビデオ映像につ	

いて（乙第36号証の7及び同号証の8、甲第83号証の3）	21
キ 令和3年2月27日7時25分から7時38分までのビデオ映像について（乙第36号証の9、甲第84号証の4）	23
ク 令和3年2月28日7時40分から7時49分までのビデオ映像について（乙第36号証の10、甲第84号証の5）	24
ケ 令和3年3月1日7時45分から7時56分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第84号証の6）	25
コ 令和3年3月2日7時57分から8時7分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の4）	25
サ 令和3年3月2日8時30分から8時32分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の4）	27
シ 令和3年3月2日18時45分から18時47分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の4）	28
ス 令和3年3月3日15時19分から15時24分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の5）	29
セ 令和3年3月3日18時19分から18時36分までのビデオ映像について（乙第36号証の12、甲第83号証の5）	29
ソ 令和3年3月3日19時00分から19時2分までのビデオ映像について（乙第36号証の12、甲第83号証の5）	30
タ 令和3年3月3日19時30分から19時34分までのビデオ映像について（乙第36号証の13、甲第83号証の5）	31
チ 令和3年3月4日7時00分から7時5分までのビデオ映像について（乙第36号証の13、甲第83号証の6）	31
ツ 令和3年3月4日8時2分から8時25分までのビデオ映像について（乙第36号証の14及び同号証の15、甲第83号証の6）	31
テ 令和3年3月4日13時00分から13時2分までのビデオ映像につ	

いて（乙第36号証の16、甲第84号証の7）	32
ト 令和3年3月4日13時5分から13時21分までのビデオ映像について（乙第36号証の16、甲第84号証の5）	32
ナ 令和3年3月4日13時35分から13時42分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の5及び同号証の7）	32
ニ 令和3年3月4日17時2分から17時5分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の7）	33
ヌ 令和3年3月4日17時11分から17時16分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第83号証の6）	33
ネ 令和3年3月4日21時35分から21時40分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の7）	33
ノ 令和3年3月5日7時52分から7時55分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7）	34
ハ 令和3年3月5日9時18分から9時23分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7）	34
ヒ 令和3年3月5日10時41分から10時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の18、甲第83号証の7）	34
フ 令和3年3月5日14時31分から14時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8）	35
ヘ 令和3年3月5日14時50分から14時53分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8）	35
ホ 令和3年3月5日18時4分から18時6分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第83号証の7）	35
マ 令和3年3月6日8時12分から8時14分までのビデオ映像について（乙第36号証の20、甲第83号証の8）	36
ミ 令和3年3月6日14時7分から14時12分までのビデオ映像につ	

いて（乙第36号証の20、甲第83号証の8） · · · · · 36

第2　まとめ ━━━━━━ 37

被告は、本準備書面において、原告らの2023年（令和5年）5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」（以下「原告ら第7準備書面」という。）のうち、「第5 2月22日以降ウィシュマさんが顕著に衰弱していったにもかかわらず適切な医療措置をしなかったこと」（27ないし44ページ）に対し、必要と認める範囲で反論するとともに、従前の被告の主張を補充する。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本準備書面末尾に添付する。

## 第1 乙第36号証の映像に関する原告らの主張には理由がないこと

### 1 はじめに

原告らは、乙第36号証の映像から、ウィシュマ氏や名古屋入管職員の行動や発言等を摘示して、ウィシュマ氏が日々衰弱している様子が明らかであるにもかかわらず、名古屋入管職員がウィシュマ氏の主訴、要望、体調等を踏まえた適切な医療措置を全く講じていないとして、名古屋入管職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と対応した違法がある旨を主張するようである。

しかし、原告らの主張は、本件における争点の一つである医療不提供の違法行為との関係性が判然としないもの、収容施設内における医療に関する制約や 庁内内科等医、中京病院消化器内科の医師及び庁内整形外科医によるウィシュマ氏に対する診療の結果等の事情を踏まえることなく、乙第36号証の映像の一部のみを切り取って、原告ら独自の解釈を加えて摘示するもの、乙第36号証の映像の内容を恣意的に評価するもの、乙第36号証の映像に記録された事実と異なるものなどであって、原告らの主張には理由がない。

また、乙第36号証の映像には、ウィシュマ氏において、摂食している状況や、看守勤務者とのやり取りや意思疎通ができていた状況も記録されていることから、この点についても指摘する。

以下、詳述する。

## 2 名古屋入管の診療室の看護師及び名古屋入管看守勤務者らの対応について

### (1) 収容施設内における医療に関する制約について

被告第1準備書面第4の4(2)ア(イ)(50ページ)で述べたとおり、収容施設内における医療は、当該収容施設の性格、設備等を含めた医療環境の特性等による制約があり得る。

また、収容施設における医師等と被収容者との診療関係は、通常の診療契約に基づくものとは異なり、収容の性質上、被収容者自らが外部の医師を選び、その診察を受けることが制限されていることから、被収容者については、公権力によりその行動や医療に関する患者の自己決定権がある程度制約されることはやむを得ず、望むとおりの医療行為が必ずされるというものではない。

### (2) 令和3年2月22日までのウィシュマ氏の体調について

被告第1準備書面第4の3(2)ウ(エ)(44ページ)で述べたとおり、名古屋入管に収容されていたウィシュマ氏に対しては、令和3年1月22日に心電図検査が、同月25日に血液検査が、同月26日に胸部エックス線検査及び1回目尿検査がそれぞれ行われ、その結果を踏まえ、同月28日、庁内内科等医による診療が行われたが、体調不良の原因となるような内科的所見は認められなかった。

また、ウィシュマ氏は、同年2月4日、再度、庁内内科等医の診断を経て、同月5日、中京病院消化器内科での診療を受け、胃カメラ検査等が行われたが、体調不良の原因となるような所見は認められなかった。

そして、被告第1準備書面第4の3(2)エ(イ)(45及び46ページ)で述べたとおり、令和3年2月16日にウィシュマ氏の診察を行った庁内整形外科医は、ウィシュマ氏の訴えの内容や手足の動作を確認するなどし、その結果から、ウィシュマ氏が訴える全身のしびれは整形外科的な疾患によるもの

ではないと判断し、ウィシュマ氏に対し、精神科の受診を勧めており、同月 18日に診察を行った庁内内科等医は、同日、ウィシュマ氏が全身のしびれなどを訴えているものの、これまでの消化器内科や整形外科での診療経緯などを踏まえ、ウィシュマ氏について、器質的疾患が見当たらない中、ストレスから自律神経のバランスが崩れ、食欲不振、吐き気又はしびれの症状が出た可能性を疑い、外部医療機関（精神科）での受診を指示し、同月 19日の時点で、ウィシュマ氏を同年 3月 4日に外部医療機関（精神科）で受診させることとなっていた（甲第 4号証の 1・42 ページ）。

### （3）看守勤務者らの対応について

まず、前提として、入国警備官の責務について論じるに、入国警備官は、収容所等内外の巡視、見張り及び動しようを行い、被収容者の動静及び施設の異状の有無に注意を払い、もって保安上の事故の防止に努めなければならないとされる（被収容者処遇規則 14 条）。

そして、入国警備官のうち、収容施設における処遇業務に当たる看守勤務者らは、被収容者の対応に当たってはその権利に配慮することはもちろん、その心情の安定に資するよう、節度を保ちつつも、その心情に寄り添った対応をする必要があるが、一方で、収容施設の性質上、保安上の支障を生じさせないようにするなどの責務を有している上、被収容者の要望への対応は、その要望の内容によっては対応しかねるものもあり、また、看守勤務者らが複数の被収容者に対応していることなどから、被収容者の要望全てに応じることが困難な場合もあるところ、収容施設という性質を考慮すれば、そのような対応もやむ得ないものである。特に、深夜から早朝にかけての時間帯は、限られた人数の看守勤務者で収容区内の被収容者の対応を行っており（保安上の支障に鑑み、詳細を述べることはできないが、一般に、深夜から早朝にかけての時間帯は看守勤務者が交替で仮眠をとることになるため、見張室の人員が減るが見張室を不在にできること、また、被収容者の居室に入室す

る際には引き込み防止のため2名以上で入室する運用となっているところ、夜間の入室には看守責任者が副看守責任者に連絡し、許可を得る必要があること等の事情もあり、深夜から早朝の時間帯における被収容者の居室への入室には時間がかかるものである。）、そのような状況下では、対応できる方策は限定される。

そして、ウィシュマ氏については、前記(2)のとおり、複数の医師の診察によっても器質的疾患が見当たらなかつたこと、令和3年2月19日には、院内内科等医の指示を踏まえて、同年3月4日に外部医療機関（精神科）の受診が決まっていたこと、同年2月16日に行われた院内整形外科医の診察結果を踏まえて、看護師から看守勤務者らに対して、ウィシュマ氏の症状が精神不安から来るところが大きいと思われるため、ウィシュマ氏が自発的に行動するように促すべきであるが、他方でウィシュマ氏に対する言動、対応がきつくなりすぎないようにとの指示がされていたという事情が存在した（甲第4号証の2・25ページ）。

以上を前提とすると、乙第36号証の映像には、看守勤務者らが、ウィシュマ氏に対し、基本的にはその時々の状況を踏まえた適切な対応をしている状況が記録されているものといえる。原告らは、原告ら準備書面第7の第5（27ないし44ページ）において、乙第36号証の映像から多数の場面を掲示して看守勤務者らの対応が不適切であったと主張するが、これらは医師や看護師でもない看守勤務者が個別の被収容者に対して医療行為を行うべきであったとするような前提を誤るもの、また、独自の解釈というほかないものや前提となる事実関係を誤るものが複数見られる。

以下、乙第36号証の映像に基づき、看護師及び看守勤務者らが、収容施設内における医療に関する制約に加え、限られた人員や勤務体制等の制約がある中、可能な限りウィシュマ氏の要望に応じて、誠実に対応していたことについて詳述する（なお、以下においては、検証調書に添付されている「静

止画及び反訳綴」（甲第83号証の2等）に記載されている時間表示に沿つて24時間表示を用いることがあり、また、発言の表記は「静止画及び反訳綴」による。）。

#### （4）乙第36号証の映像について

ア 令和3年2月22日9時50分から同日10時2分のビデオ映像（乙第36号証の1、甲第83号証の2）について

##### （ア）原告らの主張

原告らは、令和3年2月22日午前9時50分から午前10時2分のビデオ映像（乙第36号証の1、甲第83号証の2）に基づいて、看護師の「食べるといいんだけどなー。吐いてもいいからさ。」「全部は出えへんから、ちょっとだけ、ね、胃に残るから。」といった発言を摘示して、「患者たるウィシュマさんの症状説明（飲んでも食べても吐いてしまう）を全く真剣に受け止めることなく、頑張って食べるようになると促し、まして、食べて吐いても少しほは胃の中に残る等と、素人目にも暴論の類を主張するに至っている。これは、もはや、医療提供拒否そのものである。」などと主張する（原告ら第7準備書面第5の2（1）イ及びカ・28ないし30ページ）。

##### （イ）被告の反論

まず、看護師が令和3年2月22日午前9時50分過ぎにウィシュマ氏の居室を訪問し、ウィシュマ氏と面談を行った目的は、ウィシュマ氏本人の状態の観察と、庁内内科等医による受診及び栄養剤の処方に関する意思の確認をすることにあった（乙第14号証24ページ）。

そして、ビデオ映像によると、看護師は、前記（2）で記載したウィシュマ氏の体調を踏まえ、ウィシュマ氏が自身で摂食及び水分補給をすることが望ましいとの判断を前提に、「食べる。」（乙第36号証の1・映像開始から1分5秒頃）、「あの、飲む難しい。全部、外いく。」（同号

証の1・映像開始から1分7秒頃) と言って食べたい気持ちはあるが食べられないなどとのウィシュマ氏の訴えに耳を傾けつつ、会話を通じて、  
ウィシュマ氏に対し、「御飯食べれるといいな。ね。」(同号証の1・映像開始から2分4秒頃)、「そっか。食べる意欲はあるか。よかつた。  
そこが大事」(同号証の1・映像開始から2分13秒頃)、「あら、飲ま  
なあかんが。」(同号証の1・映像開始から6分19秒頃)などと優し  
い口調で語りかけ、ウィシュマ氏が摂食及び水分補給に前向きになれる  
ように促し、ウィシュマ氏にその意欲を生じさせようとしていることが  
うかがえる。そして、実際に、ウィシュマ氏は、看護師からの声掛けに  
応答する中で、「私、昨日、バナナ食べた。」(同号証の1・映像開始から1分17秒頃)、「私も食べたい。」(同号証の1・映像開始から2分  
9秒頃)と答えるなど、摂食に前向きな意欲や姿勢を示している。

また、看護師は、ウィシュマ氏の体調等を踏まえ、「O S - 1、2本  
飲んどる。飲んでって言うたけどな。」(同号証の1・映像開始から6  
分14秒頃)などと言ってO S - 1の摂取を促すとともに、「O S - 1  
だけではいかんので、なんか少しヨーグルト味の何かさ、体に栄養のもの  
を出してもらう。先生に。」(同号証の1・映像開始から8分21秒  
頃)などと言って新たに栄養剤の摂取をすることの意思を確認して府内  
内科等医の受診をウィシュマ氏に提案し、ウィシュマ氏も看護師の提案  
に応じ、その後の府内内科等医の診療時に、栄養剤の服用を希望するに  
至った(甲第4号証の1・42ページ)。

以上からすると、看護師の行為を「医療提供拒否そのもの」などとする原告らの主張は、ビデオ映像から確認できる看護師の対応についての評価を誤ったものであり、原告ら独自の解釈に基づくものである。

イ 令和3年2月23日19時17分から19時39分までのビデオ映像  
(乙第36号証の2及び同号証の3、甲第84号証の2)について

(ア) 原告らは、ウィシュマ氏が嘔吐した際の看守勤務者らの対応を摘示し、  
　　ウィシュマ氏が「大丈夫じゃない」と言っても、看守勤務者らは何ら対  
　　処していないなどと主張する（原告ら第7準備書面第5の2(2)イ・3  
　　0ページ）。

しかし、看守勤務者らは、毛布に吐瀉物が付着していないかを確認し  
　　たり（乙第36号証の2・映像開始から5分50秒頃）、ウィシュマ氏  
　　の背中に手を当ててさすったり（同号証の2・映像開始から6分39秒  
　　頃）、「辛いねー」（同号証の2・映像開始から6分59秒頃）とウィシ  
　　ュマ氏の心情に寄り添う声掛けをするなど、ウィシュマ氏の居室等を衛  
　　生的に保ったり、ウィシュマ氏の体調に気を配ったりする対応を行って  
　　いる。

また、看守勤務者らは、令和3年2月23日午後7時22分頃、ウィ  
　　シュマ氏の血圧等のバイタルチェックも実施し、計測した数値に異常が  
　　見られないことを確認しているのであって（甲第4号証の3・20ペー  
　　ジ等）、原告らの「何ら対処しない」との主張は、看守勤務者らの行動  
　　のうち一部のみを切り取って恣意的に評価したものであって、誤りであ  
　　る。

(イ) また、原告らは、看守勤務者らの対応について、「ウィシュマさんに  
　　よる「死ぬ」という訴えに対しても、（中略）特段の対応を取る訳でも  
　　なく、根拠も、先の展望も伴わない励ましの言葉（声掛け）を繰り返す  
　　ばかり」であって、救急車を求めて取り合はず（原告ら第7準備書面  
　　第5の2(2)ウ・31ページ）、「死なないで」、「死んでほしくない」な  
　　どと声を掛けるのみであると主張するとともに（同エ・31ページ）、  
　　「職員が、ウィシュマさんに深呼吸させて「痛いこと以外、他のことを  
　　考えようか」（括弧内略）等と声掛けする場面もあったが、痛苦を訴え  
　　続ける患者に対して「痛みを忘れて」と指示する（若しくは提案する）

対応の仕方は、とうに虐待の域に達している」（同キ・32ページ）と主張する。

しかし、看守勤務者らは、前記(ア)のとおり、ウィシュマ氏のバイタルチェックを行ってその数値に異常がないことを確認している。また、看守勤務者らは、体調が苦しいことを訴え、「私、今日夜、死ぬ。」（乙第36号証の2・映像開始から8分42秒頃）などと悲観的な発言を繰り返すウィシュマ氏に対して、優しい口調で「大丈夫、死なないよ。サンダマリ死んだら困るもん。」（同号証の2・映像開始から8分56秒頃）、「死なないで。」（乙第36号証の3・映像開始から8秒頃）、「死んでほしくないからさ。」（同号証の3・映像開始から9秒頃）と伝えるなど、ウィシュマ氏の体調等を踏まえその心情に寄り添った声掛けをしている。なお、看守勤務者らは、ウィシュマ氏に対し、「痛いのこと以外のほかのこと考えようか。」（同号証の3・映像開始から9分29秒頃）との発言をしているが、これも、痛みを想起する発言を繰り返すウィシュマ氏に対して、思考の矛先を変え、痛みを紛らわせようとするための発言であって、これを「虐待の域に達している」とする原告らの主張はビデオ映像の内容を恣意的に評価したものであって、誤りであるというほかない。

(ウ) 原告らは、病院にすぐに連れて行ってほしい旨のウィシュマ氏の命乞いのような哀願（「アニー」という発言）や、病院の点滴を求める旨の発言に対しても、職員らは何ら即応しないなどと主張する（原告ら第7準備書面第5の2(2)カ・31及び32ページ、同コ・32ページ）。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、令和3年2月23日午後7時22分頃に看守勤務者が計測したウィシュマ氏のバイタルチェックの数値に異常はなかったことに加え（甲第4号証の3・20ページ等）、看守勤務者らは、基本的に院内医師の診療・指示に従った対応をするべきと考

えていたことなどから、ウィシュマ氏が外部病院での受診等を希望したことについて、「病院持つてくの、ボスがオッケーって言ったら」（乙第36号証の3・映像開始から6分13秒頃）、「病院に行けるように、あのボスにお話しだすけど今日行けるかどうか分かんないから。」（同号証の3・映像開始から8分2秒頃）などと、上司が了解すれば病院に行くが、今すぐに病院に行くのは難しい旨を答えてウィシュマ氏をなだめている。

このように、看守勤務者らは、通常時の外部病院での受診に至る手続等を踏まえて、悲観的になるウィシュマ氏のことをなだめるために前記のような発言を繰り返したのであり、その対応はあながち不合理なものとは言えない。

(イ) 原告らは、ウィシュマ氏が看守勤務者らに対し、「担当さん、セーライン、あげて。セーライン」と発言したことを摘示して、「右手で管を示して左腕に向かって動かす仕草をウィシュマさんは繰り返した。点滴のことを言っていると誰にでも分かるボディ・ランゲージで、ウィシュマさんが点滴を説明して求め、ウィシュマさんはボスを呼んでと哀願するが、それも聞きいれられない。」と主張する（原告ら第7準備書面第5の2(2)ケ・32ページ）。

しかし、ウィシュマ氏は、点滴の意味で「セーライン」と言ったものと思われるものの（甲第4号証の2・32ページ）、そもそも「セーライン」(Saline)とは、英語で「生理食塩水」という意味であった。また、点滴を示す一般的なボディランゲージは存在しない上、ウィシュマ氏のボディランゲージは右手を胸の前から肩の上にあげて胸の前に戻すなどというものであり、それが一義的に点滴を示していると解し得るものではなかった。現に、ビデオ映像からは、ウィシュマ氏が、「セーライン」（乙第36号証の3・映像開始から11分6秒頃）、「たたき」（同

号証の3・映像開始から11分12秒頃) というような言葉を使い、これに対し、看守勤務者が、「セー、うん、何。どれ。」(同号証の3・映像開始から11分7秒頃)、「難しい、ちょっと。」(同号証の3・映像開始から11分11秒頃)、「たたき。何だろう、それ。分かんないな。」(同号証の3・映像開始から11分14秒頃)と答えた上で、ウィシュマ氏と手と手を合わせて(タッチして)「たっち。タッチ。」(同号証の3・映像開始から11分17秒頃)と発言している。

このように、看守勤務者は、「セーライン」などの言葉の意味が分からぬといいう趣旨の発言や、ウィシュマ氏と手と手を合わせるといった「タッチ」という理解を前提にした行為をしているのであって、ウィシュマ氏の言葉やボディランゲージの意味まで理解できていなかつたといえる。

#### ウ 令和3年2月24日4時16分から4時35分までのビデオ映像(乙第36号証の4、甲第84号証の3)について

原告らは、ウィシュマ氏がインターホン越しに助けを求め、呼吸困難等を訴え、繰り返し嘔吐して呻き、「あぶう」、「あぶぶぶぶぶ」などと呻き喘いで苦しみ続けているにもかかわらず、看守勤務者らが6分以上駆け付けることなく、また、居室に入室しても、ウィシュマ氏に対して「大丈夫、大丈夫」などと声を掛け、背中をなでたりバケツを床から持ち上げてウィシュマ氏に吐かせるなどするだけで、何ら治療に繋げる努力をしていないなどと主張する(原告ら第7準備書面第5の2(3)・33ページ)。

しかし、前記(3)で述べたとおり、名古屋入管において深夜から早朝にかけての時間帯は、限られた人数の看守勤務者で収容区内の被収容者に対応しており、仮に、被収容者から呼び出しがあったとしても、看守勤務者の人員の関係から、通常、即応することは難しく、対応までにそれなりの時間を要するのであって、例え看守勤務者が居室に入室するまでにそれな

りの時間を要したとしても、それだけで直ちに不適切であるとはいえない上、本件ではウィシュマ氏が看守勤務者らに呼び掛けてから6分程度でウィシュマ氏の居室に入室していることからすれば、その対応が遅いとまではいえない。

また、看守勤務者2名がウィシュマ氏の居室に入室した後は、看守勤務者らは、ウィシュマ氏の要望に従ってウィシュマ氏の体を起こしてベッド上に座らせ、背中をさすり、鼻をかませるうちに、ウィシュマ氏は落ち着きを取り戻し、入室前には呻き喘いで言葉にもならないことを発していたウィシュマ氏が看守勤務者らと会話ができるような状況までになったのであり、看守勤務者らの対応はウィシュマ氏の状況を軽快回復させる対応であったといえ、「何ら治療に繋げる努力をしていない」との原告らの主張には理由がない。

エ ⑦令和3年2月24日7時8分から7時12分まで、⑧7時15分から7時25分まで、⑨7時45分から7時48分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の5、甲第84号証の3)

(7) ⑦について

原告らは、ウィシュマ氏が自分で毛布を直す動作（身じろぎ）ができず、寒そうにしているにもかかわらず、インターホンで看守勤務者を呼んでも看守勤務者は居室に来ず、「衰弱しきった病者に徒に痛苦（寒さ）を与えるものであると主張する（原告ら第7準備書面第5の2(4)ア・33ページ）。

しかし、ウィシュマ氏が令和3年2月24日午前7時9分頃にインターホンで呼びかけたのに対し、看守勤務者がインターホン越しに「じゃあ、バイタル●測りに行くから。」（乙第36号証の5・映像開始から1分2秒頃）、「バイタル測りに入ってもいい。」（同号証の5・映像開始から1分10秒頃）とすぐに応答し、ウィシュマ氏の居室にこれから

向かう旨を発言し、遅くとも同日午前7時17分までにはウィシュマ氏の居室に入室しているのであって（甲第84号証の3・27、35ページ）、「徒に痛苦（寒さ）を与えるとの原告らの前記主張には理由がない。

なお、被収容者からの呼び出しに対し、看守勤務者らが直ちに応じることができない場合があることは、前記(3)のとおりである。

#### (1) ①について

原告らは、ビデオ映像には、車椅子に乗ったウィシュマ氏の足がどこかに引っかかっているのか挟まっているかして、車椅子が進まない様子が映っており、看守勤務者らが「どうしたらいい、どう、どうしたら出れる？」と解決策が見つからない様子を見せ、車椅子の扱いが分かっていない介護の素人が、患者に本来不要であるはずの深刻な痛苦を与え続けているなどと主張する（原告ら第7準備書面第5の2(4)イ・33及び34ページ）。

原告らが主張する場面は、ビデオ映像に記録されている画像の範囲内には映っていないため、ビデオ映像からは客観的な状況を確認することはできない。しかし、ビデオ映像の音声からすると、看守勤務者らは、足が何かに挟まったなどの理由により痛みを訴えるウィシュマ氏に対して、その状況の説明を求めるなどした上、その説明に基づいて対応していることが認められるのであり、そのとき起きた状況を踏まえて即座に善処しようとしていたといえるのであって、原告らのいう、看守勤務者らがウィシュマ氏に対して本来不要であるはずの深刻な痛苦を与え続けているとの主張は、恣意的な評価であって、誤りである。

#### (2) ②について

原告らは、看守勤務者らがウィシュマ氏に対するかゆ等の食事をテーブルに配膳した際、ベッド脇の床にバケツを置いたことを摘示して、ウ

イシュマ氏が食事を口にしても嘔吐することが分かっているのに、敢えてそれ以上の対応をしないなどと主張する（原告ら第7準備書面第5の2(4)ウ・34ページ）。

しかし、ウィシュマ氏は、令和3年2月23日から官給食の摂食を再開し、同日の朝食及び昼食はかゆを少量摂取し、OS-1や清涼飲料水を飲んでいたところ（甲第4号証の2・31ページ）、看守勤務者らは、同月24日、ウィシュマ氏が食事を「食べたい。」（乙第36号証の5・映像開始から1分47秒頃）、「食べたいけど、できない。」（同号証の5・映像開始から1分50秒頃）と述べたことを受けて、今は摂食することが難しいものの、時間が経過すれば摂食するかもしれないと考え、ジュースやヤクルト、かゆをテーブルに配膳し、ベッド脇に嘔吐用のバケツを備えて退出したものである。

このように、看守勤務者らは、ウィシュマ氏の要望を踏まえて食事を提供し、かつ、吐き気を訴えていたウィシュマ氏が吐き気を催した際、吐瀉物で衣服や寝具を汚さないようにするために、嘔吐用の容器を手元に用意するという、吐き気を訴える者に対する一般的かつ適切な対応を行ったものである。

オ 令和3年2月25日7時34分から7時54分までのビデオ映像について（乙第36号証の6、甲第85号証の2）

(ア) 原告らは、ビデオ映像から、ウィシュマ氏は下半身が全く動かないため体勢を変えられず、毛布を腹部に掛けることもできず、看守勤務者らが入室した後、「寒い」と訴えている、ウィシュマ氏が食事は後にすること言ったのに対し、看守勤務者が今食べるよう強く言い、それによりウィシュマ氏がえずいているが食事を開始する、ウィシュマ氏がかゆを少量しか食べないことに対して看守勤務者は、「ちょっとずつ食べたらちょっとはおなかん中に入るから。いっぱい出ちゃうかも知れないけど。」、

「ちょっと食べてるから大丈夫やで。」などと発言し、栄養状態について楽観視している、ウィシュマ氏は「頭がしびれる。」旨発言するが看守勤務者は真摯に受け止めない様子が見られるとして看守勤務者の対応が不適切である旨主張する（原告ら第7準備書面第5の3(1)・34及び35ページ）。

- (イ) しかし、ビデオ映像によると、看守勤務者らは、入室し、布団がはだけて「寒い。」（乙第36号証の6・一つ目のファイル〔ファイル名：2021.02.25 0734-0744.avi〕・映像開始から1分2秒頃）と言うウィシュマ氏に対し、すぐに布団を全身にかけ直しているのであって（同号証の6・一つ目のファイル・映像開始から1分25秒頃）、寒さを訴えるウィシュマ氏に対する適切な対応を行ったものである。
- (ウ) また、原告らは、看守勤務者によるウィシュマ氏の食事の介助について、ウィシュマ氏が「後で」食べる趣旨の発言をしていたにもかかわらず、看守勤務者が食事を強要させたかのような主張をしているが、前記(3)のとおり、看守勤務者の人的配置については限りがある中で、看守勤務者は、「すぐ来れないよ。また点呼とかあるから。」（同号証の6・一つ目のファイル・映像開始から2分42秒頃）と述べているが、これは、仮にウィシュマ氏がこの後の時間帯において看守勤務者の介助を受けて食事を摂取したいと希望しても、そのときに看守勤務者が対応することができるか不明であり、今のタイミングであればウィシュマ氏に食事の介助をすることができるため、このタイミングで食事を摂取してほしいという依頼をしたもの、すなわち、看守勤務者が対応しているタイミングで食べるよう伝えたものである。このような看守勤務者らの発言に対し、ウィシュマ氏が嫌がったり、反対したりする発言は見られないのであって、原告らの前記主張は独自の解釈である。
- (エ) さらに、原告らは、看守勤務者の「ちょっとずつ食べたらちょっとは

おなかん中に入るから。いっぱい出ちゃうかもしれないけど。」（同号証の6・一つ目のファイル・映像開始から5分12秒頃）という発言を捉えて、「栄養状態について楽観視している」として批判する。

しかし、その発言以前の看守勤務者らのウィシュマ氏に対する食事介助の際の言動からすれば、看守勤務者としては、栄養状態について楽観視しているわけではなく、余り摂食していないウィシュマ氏に対し、少しでも栄養となるようにという思いから食事の介助をしていたものである。そして、看守勤務者らがウィシュマ氏の栄養状態について「楽観視」していなかったことは、その後にウィシュマ氏から「砂糖味ない。」（同号証の6・一つ目のファイル・映像開始から6分10秒頃）としてかゆに更に砂糖をかけるようにとの要望に対して、看守勤務者がすぐに応じていることや、ウィシュマ氏が「まだ食べる」（同号証の6・二つ目のファイル〔ファイル名：2021.02.25 0744-0754. avi〕・映像開始から2分39秒頃）と言ったのに対して「すごいな。」（同号証の6・二つ目のファイル・映像開始から2分41秒頃）、「御飯食べててからねちょっととずつよくなるよ。」（同号証の6・二つ目のファイル・映像開始から3分33秒頃）と言ってウィシュマ氏に励ましの言葉を伝えていたことからも明らかである。

力 令和3年2月26日5時14分から5時36分までのビデオ映像について（乙第36号証の7及び同号証の8、甲第83号証の3）

(ア) 原告らは、令和3年2月26日午前5時過ぎに、ウィシュマ氏がベッドから床に落ちた際の看守勤務者らの対応について、ウィシュマ氏がインターホンで看守勤務者らを呼んでから入室するまでの時間が11分以上経過していたのであって対応に要した時間が長い、下半身を動かせない状況にあるウィシュマ氏に「自分で踏ん張るしないと、私たち支えるできないよ。」などと無理な要求をする、看守勤務者らは入室後5分も

経たないのに「今できなかつたら、あの朝まで、朝電気付くまでちょっと我慢して」と一方的に通告し、ウィシュマ氏の下半身の下（腰から下）が直に床に触れる状態で、ウィシュマ氏が寒さを訴えているにもかかわらず上から毛布をかけるだけで退室し、2時間以上も体調不良者を床に放置していたなどと主張する（原告ら第7準備書面第5の3(2)・35及び36ページ）。

(1) しかし、当時、名古屋入管では、ウィシュマ氏が吐瀉物等の付着した手で看守勤務者らに触れることがあったため、衛生上の観点から、看守勤務者らにおいて医療用ガウンを着用することとしていたため、ウィシュマ氏に呼ばれていることを覚知してから、居室に赴くまでに、相応の時間を要していた。そして、前記(3)で述べたとおり、看守勤務者の人数が限られた早朝の時間帯は居室に赴くまでにそれなりの時間を要することも併せ考慮すると、ウィシュマ氏がインターホンで看守勤務者を呼び出した後、看守勤務者がその居室に到着するまでの時間が長いとの原告らの主張は、これらの事情を考慮しない一方的な評価である。

また、ビデオ映像によると、ウィシュマ氏がベッドから転落する直前、ウィシュマ氏は、ベッド上において上体を起こして両足を伸ばして座るような姿勢になった後、おそらくはうつ伏せの姿勢になるように体位を変えようとして右足を伸ばした際に、ベッドの外に出た右足からベッドの下に転げ落ちた様子が確認できる（乙第36号証の7・映像開始から5秒頃）。このことからすると、ウィシュマ氏は、自ら動くことが不自由な状態ではあったものの、下半身を動かせないという状態でなかつたことは、ビデオ映像上、明らかであり、この点についての原告らの主張は、事実と異なる。

さらに、ウィシュマ氏の居室に入室した看守勤務者らは、複数回、二人がかりでウィシュマ氏を床からベッドに移すことを試みたが、移動さ

せることができない状況が続き、これ以上、二人で対応してもウィシュマ氏をベッド上に引き上げることは困難であると判断したものである。しかし、3日前の令和3年2月23日時点でウイッシュマ氏の体重は約65.5キログラムであったところ（甲第4号証の1・27ページ）、このときウイシュマ氏の居室に入室した看守勤務者2名は、いずれもウイシュマ氏よりも体格に劣っていたことからすれば、ウイシュマ氏を床からベッドに移すことができなかつたとしてもやむを得ないものといえる。

そして、看守勤務者らは、対応することができる者が増える朝の時点でウイシュマ氏をベッドに戻すことを考え、下半身だけ床につけて背中をベッドの縁に付けていたウイシュマ氏に対して、「寒いでしょ。毛布掛けといてあげるから。明日の朝まで。」（乙第36号証の8・映像開始から7分25秒頃）と伝えた。すると、ウイシュマ氏が「ここ、ここやって私寝る。」（同号証の8・映像開始から7分28秒頃）と発言し、自ら床に寝る旨申し出したことから、看守勤務者らは、床に寝たままにせざるを得ないウイシュマ氏について、放置するのではなく、床に毛布を敷き、ウイシュマ氏からの「ここ。もう1個。」（同号証の8・映像開始から8分40秒頃）との指示に沿って床に敷いた毛布の上に、もう1枚の毛布を重ね、その上にウイシュマ氏を移動させるとともに、「寒いから、毛布掛けようね」（同号証の8・映像開始から10分26秒頃）と言いながら仰向けの状態のウイシュマ氏の体の上に毛布を掛け、頭の下に枕も敷くなどの配慮を払った上で退出したものであって、原告らが主張するように放置したものとは認められない。

キ 令和3年2月27日7時25分から7時38分までのビデオ映像について（乙第36号証の9、甲第84号証の4）

原告らは、ウイシュマ氏が食事（かゆ）の介助をしている看守勤務者に

対し、「水だけに。」と言って、水分だけを求め、米は摂取できないにもかかわらず、看守勤務者は、「ご飯の汁が出てるからね。ご飯の栄養入ってるから。」と言って楽観視していると主張する（原告ら第7準備書面第5の3(3)・36ページ）。

しかし、ビデオ映像によると、看守勤務者らが、食事の介助を行い、ウイシュマ氏の口元に複数回、スプーンを運ぶ姿が確認できるが、ウイシュマ氏が摂取したものが水だけであったか、詳細を確認することまではできない。この点をおくとしても、看守勤務者は、ウイシュマ氏に対し、「ご飯の汁が出てるからね。ご飯の栄養入ってるから。」（乙第36号証の9・映像開始から10分0秒頃）と発言しているところ、これは、ウイシュマ氏に少しでも栄養を補給してもらいたいという考え方から発したものであって、原告らが主張するように看守勤務者らが楽観視していたとの評価は誤りである。

また、令和3年2月27日に、ウイシュマ氏は、官給食について昼食、夕食のかゆを食べ、また、副食の春巻、ポテトサラダ及びみかんを摂食していたのであって、ウイシュマ氏について米は摂取できないとの原告らの主張は、前提となる事実も異なっている。

#### ク 令和3年2月28日7時40分から7時49分までのビデオ映像について（乙第36号証の10、甲第84号証の5）

原告らは、看守勤務者がウイシュマ氏の食事を一方的に中断して立ち去ったと主張する（原告ら第7準備書面第5の3(4)・36及び37ページ）。

しかし、看守勤務者らは、ウイシュマ氏の部屋から退室する前に、ウイシュマ氏からジュースが飲みたいとの要望があったことからジュースを手渡し（乙第36号証の10・映像開始から8分10秒頃）、また、ウイシュマ氏に対してOS-1を飲むことの希望があるかを確認した上で退室しているのであって（同号証の10・映像開始から8分55秒頃）、ウイシ

ュマ氏の食事を一方的に中断したわけではない。

ケ 令和3年3月1日7時45分から7時56分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の11、甲第84号証の6)

原告らは、ウィシュマ氏が看守勤務者の介助を受けてかゆを口にするが、すぐにえずいてしまっていると主張する(原告ら第7準備書面第5の3(5)・37ページ)。

この点、原告らは、看守勤務者がウィシュマ氏に対してスプーンですぐったかゆを口に入れた後(乙第36号証の11・映像開始から2分55秒頃)、「ああ。あー」(同号証の11・映像開始から3分15秒頃)と声を発した場面を捉えて「すぐにえずいてしまっている」と主張しているものと思われる。しかし、その後、看守勤務者がかゆをウィシュマ氏の口に入れた際には(同号証の11・映像開始から3分55秒頃、4分42秒頃、5分15秒頃、5分45秒頃、7分6秒頃、7分49秒頃、9分8秒頃、9分47秒頃)、えずくことなく、かゆを食べていることが認められる。そして、ウィシュマ氏は、食事介助をしている看守勤務者に対し、かゆに砂糖を追加することを希望し(同号証の11・映像開始から10分42秒頃)、食欲を示していた。結局、ウィシュマ氏は、このとき(朝食時)、出されたかゆを3分の2程度摂食したことが認められる(甲第85号証の4・749枚目(左上のページ数で748ページ))のであって、原告らの主張はビデオ映像の一部のみを切り取った評価である。

コ 令和3年3月2日7時57分から8時7分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の11、甲第83号証の4)

原告らは、ウィシュマ氏が自力で上半身を起こすことができず、ベッド脇にあるOS-1を自分で取ることもできず、「でも……(聞き取れず)」と体調不良を訴えていたことや、食事の摂取量は映像で確認できる限りスプーン2口のみであったことなどを根拠に、「ウィシュマさんの衰弱が進

んでいることは明らか」と主張する（原告ら第7準備書面第5の4(1)・37及び38ページ）。

しかし、ウィシュマ氏は、入室した看守勤務者から「御飯食べる」（乙第36号証の11・映像開始から12秒頃）と聞かれると、すぐに「食べる」（同号証の11・映像開始から14秒頃）と回答し、洗濯物を取つくると申し出た看守勤務者に対して、すぐに「ありがとうございます（ます）」（同号証の11・映像開始から27秒後）と言い、さらに看守勤務者に対して「これ、これ」（同号証の11・映像開始から45秒後）と述べて何からの要望を伝え、新しいズボンに履き替えたいという要望を看守勤務者に伝えたりしていた（同号証の11・映像開始から3分17秒頃）。

また、ウィシュマ氏は、看守勤務者の介助を受け、かゆを食べ始める際にも、「御飯一緒。さ、砂糖と一緒に。」（同号証の11・映像開始から4分43秒頃）と言い、砂糖を入れるように看守勤務者に要望を伝えた上で、かゆを一口摂食し（同号証の11・映像開始から7分8秒頃）、摂取後、看守勤務者に対して「もうちょっと御飯入れて。」（同号証の11・映像開始から7分17秒頃）とかゆを增量することも希望し、二口目を摂食していた。

このように、ウィシュマ氏は、看守勤務者らとのやりとりや一定程度の摂食をすることができていたのであって、原告らが主張するように、この時点において、ウィシュマ氏の衰弱が進んでいたことが明らかであったとまでは認められない。

なお、原告らは、「このときの食事の摂取量は、映像で確認できる限りスプーン2口のみであった」と主張するが（原告ら第7準備書面第5の4(1)ウ・38ページ）、これは、二口を摂食した後、ウィシュマ氏の血圧測定を実施することになったことによる中断であり、このビデオ映像（乙第36号証の11）から、ウィシュマ氏が朝食時に二口しか食事を摂取す

ることができなかつたとは直ちにはいえない。そして、看守勤務日誌によれば、ウィシュマ氏は、この日の朝食時に、「かゆ3分の2程度を自費購入したカフェラテとともに摂食」したことが認められる（甲第85号証の5・12枚目（左上のページ数で11ページ））。

サ 令和3年3月2日8時30分から8時32分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の11、甲第83号証の4)

原告らは、令和3年3月2日の朝食時、ウィシュマ氏が食事の介助を求めているのに、看守勤務者が食事の介助をせずに退室したと主張する（原告ら第7準備書面第5の4(2)イ・38及び39ページ）。

しかし、ビデオ映像によると、看守勤務者らは、床のクリーンシートの貼り直し作業が終わった後、ウィシュマ氏の食事が残っているのに気がつくと、ウィシュマ氏に対して後で食べるかを確認し（乙第36号証の11・映像開始から1分45秒頃）、後で食べるというウィシュマ氏の発言にしたがって、朝食の残りを一旦ベッド脇の丸い椅子の上に置いたが、ウィシュマ氏がベッドの枕元側にあるテーブルを指さしながら「ここでいい」（同号証の11・映像開始から1分53秒頃）と指示したことから、朝食の残りをテーブルに配置したことが認められる。そして、看守勤務者らがウィシュマ氏に対し、「また食べたいなったら言うんだよ。」（同号証の11・映像開始から1分58秒頃）と声を掛けて退室しようとすると、ウィシュマ氏は「ありがとうございます。」（同号証の11・映像開始から2分8秒頃）と述べている。

このように、看守勤務者らは、ウィシュマ氏の意向に沿つて食事を中断したのであって、看守勤務者らが一方的に食事を中断したかのような原告らの主張は、独自の解釈である。

なお、早朝の時間帯において、看守勤務者は限られた人員で対応していること等の事情から、全ての被収容者に対して、それぞれが希望する介助

を行うことができないことは、前記(3)で述べたとおりである。また、原告らは、令和3年3月2日8時30分から8時32分までのビデオ映像(乙第36号証の11)について、ウィシュマ氏の摂食状況について、「映像で確認できるのはスプーン2口のみ」と記載しているが(原告ら第7準備書面第5の4(2)イ・39ページ)、乙第36号証の映像には、ウィシュマ氏が摂食した場面は記録されていない。

#### シ 令和3年3月2日18時45分から18時47分までのビデオ映像について(乙第36号証の11、甲第83号証の4)

原告らは、同日夕方に看守勤務者がウィシュマ氏をベッドに移そうとして、「重たいわー、サンダマリ、重たいわー。」などと発言したり、ウィシュマさんが「あー。」と悲痛な声を出して痛がっているのに対して、「痛くてもしようがないよ。自分で動けないからさ」、「泣かないよ、ちょっと我慢して」と発言したことを摘示する(原告ら第7準備書面第5の4(3)・39ページ)。

ビデオ映像によると、看守勤務者は、壁に頭を向けてベッドに寝そべっているウィシュマ氏について、その体位を変更させようとしている途中で、ウィシュマ氏について重たい旨発言したことが認められる(乙第36号証の11・映像開始から1分33秒頃)。

ただ、ウィシュマ氏は、入所時の84.9キログラムから体重が減ってはいるものの、令和3年2月23日時点で体重が65.5キログラムであり、単純には比較することができないものの、国民健康・栄養調査に基づいて算出された同年代の女性の平均値よりも体重が重かったのであって(乙第55号証)、看守勤務者の当該発言は、60キログラムを超えるウィシュマ氏を抱きかかえた際の負担感の大きさから、咄嗟に発言してしまったものであり、ウィシュマ氏を意図的に非難する趣旨から発言したものではなかった。

また、看守勤務者らは、原告らが主張しているような「泣かないよ、ちょっと我慢して」との発言はしていない。看守勤務者らは、ウィシュマ氏の体をベッドの向きに沿うよう縦向きに変えた際に、声を上げたウィシュマ氏に対し、「しようがないよ。ちょっと我慢して。」（乙第36号証の11・映像開始から2分32秒頃）と声を掛けているが、ウィシュマ氏は、その後声を上げることもなく、痛がる様子も見せていない。

ス 令和3年3月3日15時19分から15時24分までのビデオ映像について（乙第36号証の11、甲第83号証の5）

ビデオ映像によると、ウィシュマ氏は、看守勤務者らが介助をしてベッドから車椅子に移動した後、看守勤務者らに対して、「あー、タオル。」「ここ掛けて。」（乙第36号証の11・映像開始から4分15秒頃）と言って足の上にタオルをかけるように依頼したり、「ハンカチー」（同号証の11・映像開始から4分37秒頃）と言ってハンカチを探すように依頼したりするなど、看守勤務者らとの間で会話のやりとりを重ねていた状況が認められる。

セ 令和3年3月3日18時19分から18時36分までのビデオ映像について（乙第36号証の12、甲第83号証の5）

原告らは、「ウィシュマさんの噛む力が弱っており、嚥下機能が低下していることは明らかであって、これを無理矢理飲み込ませようとしたり、吐いた直後にまた食べさせて吐くということの繰り返しでは、もはや拷問である。」と主張する（原告ら第7準備書面第5の4(5)オ・40ページ）。

しかし、ビデオ映像によると、看守勤務者らは、ウィシュマ氏の手にバンナが付着していることを確認すると、その手を丁寧に拭っていることが認められる（乙第36号証の12・一つ目のファイル〔ファイル名：2021.03.03 1819～1829.avi〕・映像開始から1分27秒頃）。

また、看守勤務者は、食事介助に際し、ウィシュマ氏に対し、サラダや

コーン、チキン、トマト、オニオン、マカロニ、ペンネなど食事の内容を一つ一つ挙げながら、ウィシュマ氏が食べられそうなものを確認しながら摂食を勧めているが、ここでもウィシュマ氏に対して無理矢理摂食させようとする言動は認められず、最終的には、ウィシュマ氏の希望に添って、食事を口に運んでいる（同号証の12・一つ目のファイル・映像開始から8分51秒頃）。

さらに、看守勤務者は、ウィシュマ氏に対し、かゆに加えるものについて確認し、ウィシュマ氏から「お湯じゃない。」、「OS-1。」（同号証の12・一つ目のファイル・映像開始から9分55秒頃）という要望を受けて対応し、また、ピーナッツバターを食べたいというウィシュマ氏の要望を受け、「OS-1で一回、口ね。きれいにしようか。ねえ、お口、空の方がね、ピーナッツバターおいしいもんね。」（同号証の12・二つ目のファイル〔ファイル名：2021.03.03 1829～1836.avi〕・映像開始から1分53秒頃）と伝え、口中をきれいにするなどした上で、「うん、そうゆっくりね」（同号証の12・二つ目のファイル・映像開始から2分7秒頃）などと言いながら、かゆやピーナッツバターを何回にも分けて、少量ずつウィシュマ氏の口に運ぶなどしながら、介助を行っている姿が確認できる。

このように、看守勤務者らは、食事の介助を行う際には、衛生面に気を配るとともに、ウィシュマ氏の要望に応じ、少量ずつ、「ゆっくりね」との声掛けとともに慎重に摂食させている様子が認められ、食品を無理矢理飲み込ませるなど拷問といわれるような対応は確認できず、原告らの主張は、ビデオ映像の内容を恣意的に評価したものであって、誤りであるというほかない。

#### ソ 令和3年3月3日19時00分から19時2分までのビデオ映像について（乙第36号証の12、甲第83号証の5）

ビデオ映像によると、看守勤務者らがウィシュマ氏に対して食事介助を

し、ウィシュマ氏が摂食している状況（乙第36号証の12・映像開始から8秒頃、59秒頃）が認められる。

タ 令和3年3月3日19時30分から19時34分までのビデオ映像について（乙第36号証の13、甲第83号証の5）

ビデオ映像からは、看守勤務者が、ウィシュマ氏から「リップクリーム。」（乙第36号証の13・映像開始から1分5秒頃）と言われ、これに応じてウィシュマ氏にリップクリームを塗る場面が認められる。

また、ビデオ映像によると、看守勤務者らとウィシュマ氏との間で、ウィシュマ氏がリモコンを不要と考えていることや、時計の所在についてやりとりを重ね、意思疎通ができていたことが認められる。

チ 令和3年3月4日7時00分から7時5分までのビデオ映像について（乙第36号証の13、甲第83号証の6）

ビデオ映像からは、看守勤務者が、ウィシュマ氏の居室に入室後、ウィシュマ氏と「おはよう。」（乙第36号証の13・映像開始から7秒頃）と挨拶を交わしたり、着替えやトイレに行くことについてウィシュマ氏とやりとりを重ね、意思疎通ができていたことが認められる。

ツ 令和3年3月4日8時2分から8時25分までのビデオ映像について（乙第36号証の14及び同号証の15、甲第83号証の6）

原告らは、ウィシュマ氏が口に入れた薬を飲み込むことがなかなかできないことをもって、ウィシュマ氏の嚥下機能の低下が明らかであると主張する（原告ら第7準備書面第5の4(9)イ・42ページ）。

しかし、ビデオ映像からは、看守勤務者が、ウィシュマ氏に対して服薬の介助をし、ウィシュマ氏が服薬している場面（乙第36号証の14・映像開始から15秒頃）や、服薬後、甘いピーナッツバターを欲しがったウィシュマ氏の要望を踏まえ、ウィシュマ氏にピーナッツバターを食べさせてあげる状況（同号証の14・映像開始から4分20秒頃、同号証の14

・映像開始から 7分36秒頃)が認められ、この場面において、ウィシュマ氏が吐いたりえずいたりする状況は認められない。

テ 令和3年3月4日13時00分から13時2分までのビデオ映像について（乙第36号証の16、甲第84号証の7）

原告らは、ウィシュマ氏が「ベッドの上でぐったりして動かず」と主張する（原告ら第7準備書面第5の4(10)・42ページ）。

しかし、ビデオ映像からは、ウィシュマ氏が目を覚ましていてぐったりしているのか、それとも就寝しているのかなど、はっきりしたことは読み取ることができない。

ト 令和3年3月4日13時5分から13時21分までのビデオ映像について（乙第36号証の16、甲第84号証の5）

原告らは、「ウィシュマさんは終始脱力しており、衰弱が進んでいる様子が明らかである」と主張する（原告ら第7準備書面第5の4(11)イ・42及び43ページ）。

しかし、ウィシュマ氏は、このとき看守勤務者らに対して御飯を食べる意欲を示し、ウィシュマ氏が車椅子に移動した後、看守勤務者らがウィシュマ氏に対して食事介助をし、ウィシュマ氏にピーナッツバターやかゆを食べさせてあげる状況（乙第36号証の16・一つ目のファイル〔2021.03.04 1305-1315〕・映像開始から8分28秒頃、同号証の16・二つ目のファイル〔2021.03.04 1315-1321〕・映像開始から53秒頃、2分29秒頃、3分52秒頃、4分34秒頃、5分29秒頃、6分24秒頃）が認められ、この場面において、ウィシュマ氏が吐いたりえずいたりする状況は認められない。

ナ 令和3年3月4日13時35分から13時42分までのビデオ映像について（乙第36号証の17、甲第84号証の5及び同号証の7）

ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウィシュマ氏に対して食事介助し、

ウイシュマ氏が砂糖入りのお茶を飲みたいとの要望に応じてお茶を口の中に注いであげたり、ウイシュマ氏の要望に応じてお茶に浸したパンを食べさせてあげたりする状況（乙第36号証の17・映像開始から2分54秒頃、3分10秒頃、4分18秒頃、5分2秒頃、6分1秒頃）が認められ、この場面において、ウイシュマ氏が吐いたりえずいたりする状況は認められない。

**二 令和3年3月4日17時2分から17時5分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の17、甲第84号証の7)**

　　原告らは、ウイシュマ氏がさらに衰弱していると主張する（原告ら第7準備書面第5の4(13)・43ページ）。

　　しかし、ビデオ映像によると、看守勤務者がウイシュマ氏に対してご飯を食べるかの意向を確認したことに対し、ウイシュマ氏が頷いて、ご飯を食べる意思を示していることが認められる（乙第36号証の17・映像開始から1分0秒頃）。

**又 令和3年3月4日17時11分から17時16分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の17、甲第83号証の6)**

　　ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウイシュマ氏に対してかゆを食べさせてあげる準備をし、ウイシュマ氏の「御飯もうちょっと。多く。」（乙第36号証の17・映像開始から2分12秒頃）との要望を聞いた後、ウイシュマ氏にかゆを食べさせてあげる状況（同号証の17・映像開始から3分5秒頃）が認められ、この場面において、ウイシュマ氏が吐いたりえずいたりする状況は認められない。

**ネ 令和3年3月4日21時35分から21時40分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の17、甲第84号証の7)**

　　ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウイシュマ氏に対して病院から処方された睡眠導入剤等についてウイシュマ氏に説明したのに対してウイシ

ュマ氏が「うん。」（乙第36号証の17・映像開始から3分46秒頃）と返事をしたり、ウィシュマ氏から「これ全部後ろ。」（同号証の17・映像開始から4分17秒頃）と言われて毛布の位置を直すように要望されたのを受け、看守勤務者がそれに応じたりするなど、ウィシュマ氏とやりとりを重ね、意思疎通ができていたことが認められる。

ノ 令和3年3月5日7時52分から7時55分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の18、甲第83号証の7)

ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウィシュマ氏の居室に入室した後、前日の就寝前に睡眠導入剤等を服用していたウィシュマ氏に対し、「寝られた夜。」（乙第36号証の18・映像開始から51秒頃）などと尋ねたが、しばらくの時間、ウィシュマ氏から返事がない様子を見て、「うん、まだ眠たいかな。」（同号証の18・映像開始から1分25秒頃）と発言していることが認められる。

ハ 令和3年3月5日9時18分から9時23分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の18、甲第83号証の7)

ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウィシュマ氏に対し、「サンダマリきーん」（乙第36号証の18・映像開始から2分16秒頃）と声を掛けたが、ウィシュマ氏から返事がない様子を見て、「眠たいのかな、寝ちゃった。」（同号証の18・映像開始から2分25秒頃）と発言していることが認められる。

ヒ 令和3年3月5日10時41分から10時44分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の18、甲第83号証の7)

ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウィシュマ氏に声を掛けるものの、返事がない様子を見て、「寝ちゃわないでよ。起きてよ。」（乙第36号証の18・映像開始から2分51秒頃）、「サンダマリさん起きて。」（同号証の18・映像開始から2分55秒頃）と発言していることが認められる。

フ 令和3年3月5日14時31分から14時44分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8）

ビデオ映像によると、ウィシュマ氏の居室に入った看護師は、「サンダーマリさん顔見に来ました。」（乙第36号証の19・映像開始から22秒頃）と声を掛け、その後、ウィシュマ氏の表情を確認したり、深呼吸を行うなどのリハビリテーションを実施したり、血圧を測定したりしていることが認められる。

また、看護師がウィシュマ氏に対して「昨日のドクターに、困っていることちゃんと言えましたか。」（同号証の19・映像開始から44秒頃）と聞いたところ、ウィシュマ氏が「言えた。」と（同号証の19・映像開始から47秒頃）回答したり、看護師が「睡眠不足は、いかんでって。ね。」（同号証の19・映像開始から1分23秒頃）と言ったことに対してウィシュマ氏が「はい。」（同号証の19・映像開始から1分25秒頃）と返事をしたりするなど、意思疎通ができていたことが認められる。

なお、このとき、看守勤務者は、ウィシュマ氏の様子を見て、「おーい、起きて。（中略）眠いのはわかるけど。」（同号証の19・映像開始から2分53秒頃）と発言している。

ヘ 令和3年3月5日14時50分から14時53分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第84号証の8）

ビデオ映像によると、看護師は、ウィシュマ氏の体温に気を配ったり（乙第36号証の19・映像開始から2分2秒頃）、足をマッサージしたり（同号証の19・映像開始から2分17秒頃）、ウィシュマ氏に対して睡眠導入剤等を服用して睡眠を取るように助言したり（同号証の19・映像開始から3分8秒頃）していることが認められる。

ホ 令和3年3月5日18時4分から18時6分までのビデオ映像について（乙第36号証の19、甲第83号証の7）

ビデオ映像によると、看守責任者がウィシュマ氏の居室に入室し、ウィシュマ氏に対し、「今日はどう、行く前と比べて。」（乙第36号証の19・映像開始から1分13秒頃）、「仮放免になつたら。どこ行くの。C（第三者）のどこ行くの。」（同号証の19・映像開始から2分53秒頃）などと問い合わせたのに対し、ウィシュマ氏は、「まだ。」（同号証の19・映像開始から1分20秒頃）、「B（第三者）」（同号証の19・映像開始から2分53秒頃）などとやりとりをしていたことが認められる。

マ 令和3年3月6日8時12分から8時14分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の20、甲第83号証の8)

ビデオ映像によると、看守勤務者がウィシュマ氏に対し、「おはよう。」（乙第36号証の20・映像開始から37秒頃）と声を掛けたが、しばらく反応がなかったことから、「おー、おはよう。おはよう。」（同号証の20・映像開始から42秒頃）と声を掛けたものの、それでもウィシュマ氏の反応がないことから、「熟睡だね」（同号証の20・映像開始から48秒頃。なお、甲第83号証の8には「きついだね」と記載されているが、その後、改めて同映像を見直したところ、「熟睡だね」と発言していることが判明した。）と発言していたことが認められる。

ミ 令和3年3月6日14時7分から14時12分までのビデオ映像について  
(乙第36号証の20、甲第83号証の8)

ビデオ映像によると、看守勤務者は、ウィシュマ氏の居室に入室後、ウィシュマ氏に声を掛け、ウィシュマ氏の反応がないことが分かると、直ちにインターホンを押して（乙第36号証の20・映像開始から35秒頃）、その指先が冷たいことを他の看守勤務者に対して報告した。その後、看守勤務者は、ウィシュマ氏の耳元で呼び掛けたり、脈拍を確認しようとしたが、ウィシュマ氏は反応を示さず、脈拍も確認されなかつたことが認められる。その後、男性の看守勤務者らが「反応ない。」（同号証の20・映像

開始から3分53秒頃)などと驚いたような口調で言いながら居室に入室し、呼吸があるか確かめたかを女性の看守勤務者に確認したり（同号証の20・映像開始から4分12秒頃）、「サンダマリ。」と声を掛けるなどしたが（同号証の20・映像開始から4分29秒頃）、ウィシュマ氏は反応を示さなかった。

## 第2 まとめ

原告らは、乙第36号証の映像に基づいて、看護師及び看守勤務者らの対応について非難するが、これまで述べたとおり、同ビデオ映像によると、看護師及び看守勤務者らは、収容施設内における医療に関する制約に加え、限られた人員や勤務体制等の制約がある中、可能な限りウィシュマ氏の要望に応じて、誠実に対応していたのであって、名古屋入管職員が職務上の注意義務を全くすことなく、漫然と対応したものでないことは明らかである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

以上

## 略語一覧

略語	全文	定義箇所
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
ウイシュマ氏	ラトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
掖済会病院	名古屋市内所在の名古屋掖済会病院	第1準備書面 4P
調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
仮放免関係決裁書	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の許否に係る決裁書	第1準備書面 11P
処遇規則	被収容者処遇規則	第1準備書面 16P
庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
収容継続の違法行為	違法な収容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
入国者収容所長等	入国者収容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P

略語	全 文	定義箇所
DV措置要領	D V 事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているD V D合計39枚	第1準備書面 64P
民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書 13P
求釈明申立書	原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
本件尿検査	ウイシュマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
本件申立書2	申立人らの2022年(令和4年)6月1日付け文書提出命令申立書	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
本件申立て2	本件申立書2による文書提出命令の申立て	令和4年9月7日付け求釈明に対する回答書 3P
各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの)	令和4年11月18日付け上申書 3P
司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
原告ら第1準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」	第2準備書面 5P
原告ら第2準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
原告ら第3準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
移住グローバル・コンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」	第2準備書面 17P
乙第36号証の映像	乙第36号証に記録された映像	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
本件単独室	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
文提意見書1	被告の令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書1	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 3P
別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウイシュマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウイシュマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P

略語	全 文	定義箇所
経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書（甲第46号証）	第4準備書面 16P
原告ら第4準備書面	原告らの2023年（令和5年）2月8日付け「原告ら第4準備書面（損害論）」	第5準備書面 3P
原告ら第5準備書面	原告らの2023年（令和5年）2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
原告ら第7準備書面	原告らの2023年（令和5年）5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P